

広島県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年七月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東海田広島線	安芸郡海田町畝二丁目二二六二番一〇地先から 安芸郡海田町畝二丁目二二六二番一〇地先まで	令和三年六月二十八日